

協同組合または第3システム の地位を軸として

協同の思想
戦略の研究

島村博(協同労働法制化市民会議)

目次 (前号で示した構想に替えて)

II. 起業装置としての第3システム

1. 第3システム理解(以上本号)
2. 協同組合の法的諸類型--働く者の協同組合が取りうる諸形態
3. 働く者の起業の協同組合像 「自治と自立」と公共性との関連

II. 起業装置としての第3システム

1. 第3システム(または、社会的経済・第3セクター)理解にまつわる諸問題

ドイツの最近の論考から--社会的経済はどのように見られているか

「社会的経済を幾分かなりとも、より正確に理解しておかなければならない。フランスでは社会的経済というものについて何人も一定のイメージを持っているにしても、決して学問的に承認される定義は存在しないのである。それにも拘わらず1982年5月に、関係する団体諸組織がパリで非常に包括的ではあるが他の組織(についても通用する所 記者補記)の数多のメルクマールを包含する「社会的経済憲章 Charta der Economie Sociale」を公表している。」

Eberhard Dürfer, S.12; Was wird aus den Genossenschaften in Europa?, Neue Hallische Genossenschafts-Korespondenz, Bd.2-2000.

「社会的経済の企業は、それが公益を追求する限度で、国家によって直接に促進され、または課税面で優遇される。反対給付として国家は多かれ少なかれ当該の企業に影響を有し、かつ、当該の活動に関する書面または情報を請求することができるのである。外部審査すらも行われうるのである。国家のこういった関与は、しかし、非常に様々であり、範疇的に整理できるというものではない。」

Claire Binsti-Jahndorf, S.6; Genossenschaftliche Zusammenarbeit auf Europäischer Ebene.

Arbeitspapiere des Instituts für Genossenschaftswesen der Westfälischen Wilhelms-Univ., August 2000.

方法と課題意識

ここで、ドイツの見方を示したのは、第3システム、第3セクター、または社会的経済とも称されるものが、概念として検討には値しない、と予め断るものではない。第3システムの諸契機をなしている association, mutual, cooperative の法的構造をそれぞれにまずは問い、その上でこれら3者を包括する定義を再構築した場合に、どのような観念が得られるのか、という脱構築の方法を採ることが筆者には生産的と思えるのである。

当初の構想では、ここで、雇用問題をEU官僚がどのように発想しているかを論じる予定であっ

た。しかし、第3システムについて現にある相を見ておかなければ、検討の視座を予め提示できないので、表記の検討を行っておく次第である。

第3システム(イタリアでは、第3セクターとして通る)という論点自体については「社会的経済」という表題の下で多くの研究、紹介が既に為されている。そこでは様々に示唆に富む解釈、評価、指摘が為されているが、ここで包括的な意味で概念、歴史、現状、そしてまた、これらを前提とした意味を問うことは筆者の関心と能力を超えらる。むしろ、今は、association、mutual、cooperative が一括して社会的経済として扱われていることを前提として、それを法制度水準で、それぞれに構造を探り、その上でどのような限度、水準で一括することが可能なのかを問いたい。

さしあたり、主たる素材は協同組合に関する各国の法制度に求められる。それは、問題となっている3種の団体を見渡して見て、各々が何であるのかについて比較的にリジッドな標識を提供できるのは協同組合であるからだ。所で、協同組合と association を同列に論じることは、ほとんど益が無い、という判断にも帰着している。従って、association については、本稿で実相を提示するに止め、第3システムにおいて唯一、検討に値する cooperative の法制度に視点を移してゆきたい。

しかし、その前に、欧州の協同組合法制は多様である、と言って通過できない重大な問題が多々あることを指摘しておきたい。また、特殊にこの分野に分け入らずとも、ICAのアイデンティティ声明すらもが、協同組合了解という点で果たしてどの程度まで常識的な前提たりうるのか、これを確認しておくことにする。

ICAアイデンティティ声明にいう諸原則の了解の仕方

ここで、ICAのアイデンティティ声明を、幾つ

かの言語で眺めてみよう。若干の原則について、表現内容、形式において微妙なニュアンスの相違というよりは、同質とも思われない区別が見取れるはずである。しかし、この先きで例証するが、各国の協同組合法制を尋ね該当する箇所、つまり、協同組合「基準」に当たってゆくと、その区別は、実は当該国の規範内容と相即し、その限りで「声明」と法制とは同質性を確保し、その上で国際基準との表見的同一性が担保されていることが突き止められる。

むろん、各国バージョンに本質的な異同が認められない場合であっても、たとえば、第1原則である「加入適格資格(サービスの利用)」や、それとの関連での第3原則、「組合員の経済的参加」に関わっては、各国法で例外条項(員外利用禁止規定の例外について典型的)が設定されたり、協同組合法以外の法律(フランス労働法典第29条第4項、第30条第4項、地方法典第556条第2項で、「非利用組合員」<出資のみの組合員>への議決権行使保障条項)で別途の規定がなされたりすることを排除するものではない。

これは何を物語るのか。平たく言って、ICA声明ですら、一定の抽象水準で初めて国際基準として現実的に評価されるほかない程に、各国の法制は多様であるとしか言いようがないのである。つまり、ICA原則(の日本語訳)そのままに協同組合像を固定して現に存する協同組合に到達することは、ほとんど空想的と言うほかはなく、無益である。むろん、ICA原則が法的規範性を与えられたスペイン法(1987年法)については、以上の説明は妥当しないことは言うまでもない。

association について、国際的基準があるのかどうか、管見するところ、左様なものを論じている向きに出会ったことはない。

だから、第3システムを考えるにあたっては、可能な限り、協同組合原則の同一性、同質性のロジックを念頭におきながら、協同組合を含めて範疇化されてきている社会的経済なるもののその構

造を検討してゆくほかはない。

例証(資料 <http://www.coop.org.ica>)
ICA声明の第2原則を例として挙げておこう。下線部分に留意されたい。

仏語バージョン

表題 組合員により行使される民主的権力

協同組合は、協同組合の政策の立案及び意思決定に積極的に関与する組合員たちにより経営される民主的組織である。組合員の代表として選出される男性及び女性は、組合員の前で責任を負う。基層水準の協同組合においては組合員は、規則に従って1組合員は1票という平等の議決権を有する。その他の水準の協同組合は、同様に、民主的な方法で組織される。

独語バージョン

表題 組合員による民主的な意思決定

協同組合は、その組合員により監督される民主的な組織である。組合員は、組合員が協同組合の政策を自ら決定し、かつ、民主的決断を経て実行に移すことにより積極的に共に活動する。選出された代表として活動する男性及び女性は、組合員の全体に対して説明責任を負う。最下級の組織水準に位置する協同組合では協同組合の組合員は原則的に平等の表決権(1組合員、1票)を有する。諸水準の協同組合は、同様に、民主的に組織される。

英語バージョン

表題 組合員による民主的な監督

協同組合は、協同組合の政策策定及び意思決定に積極的に参加する組合員により監督される民主的組織である。選出された代表を務める男性及び女性は、組合員に対して責任を負う。基礎の協同組合においては組合員は平等の表決権(1組合員1票)を有し、他の水準の協同組合も民主的方法で組織される。

ここに例示した原則は、「自由意思の公開の組

合員制度」、「経済的成果の公正な配分」、「不分割の積立金」等と並んで、協同組合法の伝統的かつ内在的の原則を構成している「民主的管理とコントロール」に関わるものである。だが、如上の下線部分にも明らかのように、ニュアンスの類いでは無い明らかな相違を示している。仏語バージョンが「民主的権力」という術語を含んでいることは、新鮮な驚きである。

しかし、市民革命の歴史を下敷きとして、この術語選択を先験的に感得してはなるまい。これは、協同組合法の淵源が商法典となっているフランス協同組合法制の4層の構造、つまり、1)商法典総則、2)同株式会社法、3)一般法(協同に関する法)、4)個別の特別法(Vgl. Stefan Sommer, Kreditgenossenschaftren in Westeuropa, 1998, SS. 61-62.)を前提として選択可能な術語であつたに過ぎない。

この論点は、この先で詳しく論じる機会があるだろうが、法的構造と関連して一言述べておきたい。すなわち、フランスでは(さしあたり、ICA諸原則という意味での)組織形態として協同組合的編成をとることがあつても、Code du Commerce(商法典)に所定の法的形態(特徴的には「可変資本公司」時に、合名会社または合資会社すらも選択が可能)を選択して登記を行うことができるので、経営形態として、従って、組織形態としても営利企業との区別を実体的に行うには、「組合員により行使される民主的権力」という表題を選択する合理的かつ合目的的理由があるわけである。

また、「表決権」に関して、「規則に従って」とは、1992年法を下敷きにして理解できる、と判断している。つまり、経済的弱者の結合体から出発したものの、厳しい市場競争に曝され、弱小な協同組合資本の隘路を突破するために外部資本の調達化を容易にする目的で改正された1947年「一般協同組合法」(協同組合企業の現代化に関する1992年7月13日の第92-643号法律)本文に

よる Octobre 1995 Loi No 47-1775 du 10 Septembre 1947 portant statut de la cooperation (<http://www.droit.org/jo/19920714/>) 第9条は

「各々組合員は、関係する協同組合範疇について特別法が別段の定めをしていない限度で、総会で1票を行使する。」

と規定することになった。

仏法でも、上述したように、わが国と同様の個別の協同組合に関する特別法があり、同条は、それぞれの協同組合にあっては、当該の特別法に規定している表決原則に抵触しない限度で、1人1票が妥当する、と言っているわけである。

ちなみに、これは、一般法と特別法の効力関係からすれば、当然の仕組であるが、フランスの協同組合法史上では、1992年の改正に至るまでは、通例に反して、一般法と特別法とは、抵触関係にある場合に一般法を優位させる規定を有していた。それは、1947年法により協同組合統一法をもたらそうとする企図が全体として挫折した結果、奇妙な条項を第2条において記さざるを得なかったからである。この優劣関係は今回の改正で特別法の優位性が確定させられた。

そして、ここに、4層の法構造との関連で大幅に認められる「定款自治」を前提にすると、如上の「規則に従って」としか言い様のない現実を追認した表現が成立せざるを得なくなる。すなわち、1人1票は、典型的に株式会社と協同組合とを分かち標識としての意義を有するものと言われるが、フランスでは、とうの昔からそういった意味を喪失しており、また「定款」よりも下位の水準にある「規則」にその処理が委ねられてきた現実に相即する表現となっている。

フランス法とは異なり、社団に関する法制度に淵源を有し、かつ、現在では統一協同組合法を有するドイツについては、説明を簡略にしたい。協同組合法(Gesetz betreffend die Erwerbs- und Wirtschaftsgenossenschaften, [\[www.nonprofit-management.de\]\(http://www.nonprofit-management.de\), 1998年改正バージョンによる\)では、第43条において、「組合員は、法律が別段の規定をしてはいない限度で、協同組合の事項において総会でその権利を行使する。](http://</p>
</div>
<div data-bbox=)

(2)総会は、法律又は定款でより大きな多数決その他の要件を定めてはいない限度で、投票数の多数(単純多数決)でもって議決する。選挙に関しては定款で別途の規定を当てることができる。

(3)各々の組合員は、1票の表決権を有する。定款で、多数表決権の許可を定めることができる。多数表決権は、協同組合の事業経営を格別に促進する組合員に関してだけ、これを理由とするべきである。・・・」との規定が掲げられている。この法律においては、1人3票という多数表決権が単協水準で認められている。

ここで、英語バージョンでは明快ではないものの、独仏双方のバージョンともに、「責任」を報告責任の意義を有する「説明責任」として挙げていることにも注目しておいてよいであろう。

i) 欧州的文脈による了解: 第3システム = 社会的経済

上述したように、第3システムの下に association, mutual と並んで扱われる協同組合ですら、実は、ICA基準の次元においてすら同定することが甚だしく困難である。これを念頭においた上で、EU官僚が了解した第3システムの諸要素を次に見ておきたい。

キャンベル報告(pp.9-10.)において、「欧州における第3システムの定義及び規模」について触れられている。彼によれば、「第3システムとは、公的システム及び伝統的な私的システムの外部に、協同組合、共済組合、社団、財団、チャリティ、ボランティア及びNPOから成る組織が配置されていることを指して謂う言葉である」とのことである。

しかし、当然のことではあるが、「第1(私的)

システムと第2(公的)システムとの間で活動するすべてを第3システムといった広い身元確認で処理することは容易い事柄ではない」として、その理由として、第1に、明確な定義の不在、または当該の定義にまつわる共通理解の欠如を、第2に、「組織、法的地位、それが活動するシステムという点で、非常に多種多様」であることを挙げている。そこで、彼は、ジョン・ホプキンス大学非営利システム比較プロジェクトが作り上げた「非営利」と規定する際の諸要素を一つの手がかりにして、欧州の意義での第3システム要素を提示する。

参考のために、わが国でも良く知られた基準ではあるが、「比較プロジェクト」が提示した内容を掲げておく。

1. 組織が定型的構造を為していること。つまり「制度的現実性」を有すること。

法的実在である必要はなく、組織的永続性という含意で。

2. 政府とは組織的に別れており、民間の制度としての法的形態を有すること。

3. 利潤の非配分 non profit distribution(もともとは、利潤の非「追求」non profit seekingと規定されていた)。利潤は生み出され得るが、その「所有者」又は理事会には配分されない。当該組織は、その意拒では、営利を目的とするものではなく、むしろ、幅広い「公共」目的を追求する。

4. 自治的であること。

5. その指導又は経営(conduct or management)への一定のボランティアの参加。

キャンベルは、これら諸要素の検討を行うことなく、一方で、「(米国で)協同組合及び共済組合がその営利志向のお蔭で排除される」にしても、欧州的文脈で第3システムと言えれば当然にも「協同組合及び共済組合の『社会的経済』」が想定されるべく、かかる定義は問題なしとはしないと

し、他方でCIRIECなどによる第3システムにおける雇用ポテンシャルの評価検討が以下の要素を第3システムにふさわしい要素として確認するはずだとの判断を示した上で、欧州の文脈で開発された以下の基準を掲げる。

1. 公共、民間、いずれのシステムによっても提供されない、満たされざるニーズに対する応答。

2. 自立的組織かつ自己管理

3. コミュニティ志向でありコミュニティに基づいていること。

4. 利潤の非(再)配分の意拒での「営利を目的とはしない」(not for profit)こと。

5. ボランティア活動を含む「ギフト」経済をなおざりにしないこと(draw up)

そして、これには、第6の要素として、「相互利益のための協同を促進しうる「ネットワーク」、規範、信託の開発に貢献する社会的資本が付け加えられることもあり得る、とする。

ここでは、「比較プロジェクト」が提示する諸要素に、1)「満たされざるニーズ」に対するサービスの供給という事業目的、2)ニーズを開発する場としての「コミュニティ」及び、3)供給主体の社会的性格を刻する「社会的資本」の3点が追加され、また、ボランティアが互酬の経済から把握し返されている。この意味では、「比較プロジェクト」が構想した静態的な諸要素の列挙に動態的な仕組みが対置されている、と言える。この意義でまた、協同のネットワークを地域で構築する意味が明瞭に提出されるものになっている。だから、これは、欧州の貢献とするべきであろう。しかし、「比較プロジェクト」が提示する諸要素と比べて、制度的な把握が後景に退かされている面は否めない。ドイツの学会サイドから、社会的経済が「フランス人のイメージ」に過ぎないと言われる所以である。

とはいえ、キャンベルにとっては、ここに示された、欧州的文脈での「非営利」規定、すなわち第3システム諸要素は、上述したように、予定調

和的に「社会的経済」の実相を捕らえる諸要素として、前提されている。

その実相という意義で最大の問題は、さしあたり、「非営利性」をめぐる論点ではなく、第1及び第2の要素に関わる点にあると思われる。すなわち、第1の要素で挙げられている「公共」、「民間」は、伝統的な、又はセクター的な意義で通例理解され得るものから、はるかに逸脱していることは明らかであり、結果として第1の要素が「満たされざるニーズに対する応答」如何に、つまりサービス受給者という要素を挙げているとしか、解釈できないからである。これでは、しかし、第3「システム」了解には到達できないはずである。「公共」でもなければ、「民間」でもない「応答」者とは何かを示す標識が、実相に照らすと、協同組合と共済組合を除外して消滅してしまうからである。むろん、イタリアの「社会的協同組合」や「労働市場統合」機能を有する協同組合も除外されるのではないか。

第2の要素は、協同組合原則の第4「自治と自立」そのものに符合する。ここには、2つの問題が立てられる。第1の要素に照らして、「公共」でもなければ「民間」でもない、しかし、両者に跨がる association や「社会的協同組合」において、この第2の要素をどのように弾力的に解釈すべきなのか、という点。第2に、弾力的に解釈したとして、それは、一般に協同組合にとっても基準となる「自治と自立」のあり方であると主張することがどの程度可能なのか、という点においてである。これは、しかし、協同組合にとって忌避すべき論点に到達しうる。

しかし、ともあれ、社会的経済そのものが各国でどのように把握され、制度化されているのかを追求することが次の作業ということになる。その作業は、一方では上述した諸要素が正鵠を射たものであるか否かをわざわざ確認することにもなるだろうが、他方では、より重要なことにも、社会的経済範疇の中での協同組合、わけでも起業を目

的としうる協同組合とは何であるのか、その仕組みにアプローチする土台を提供することにもなるう。

だが、その前に、社会的経済に冷ややかに対応するドイツにおいて、第3システムは協同組合人にどのように見られているのか、これを示しておきたい。

)ドイツ協同組合Day(2000年3月)での記念講演から(Eisen A.; Gesellschaft im Wandel-Genossenschaft im Hintertreffen? ,<http://www.agrar.hu-berlin.de>)

2000年3月6日、7日の両日、ベルリンで開催されたBBU協同組合デーにおいて「転換期の社会 追隨する協同組合」と題してA・アイズンが講演を行っている。以下のように、福祉の充実から召還しつつある国家、「市場の無力さ」が確認される一方で、コミュニティのニーズに積極的に対応する市民による「自助のイニシアチブ」の発揮が協同組合の活動を含めて観測されている。

「様々な社会的、経済的分野から増々国家が撤退していること、最適配置や人々に満足の行く市場現象の成果を遍くもたらす上での市場の無力といったものが新たな論議や自助の発意をいろいろともたらしてきており、我々をいろいろな形で公然たる論議に再び出会わせているのです。

例えば、自助のイニシアチブが、文化、スポーツまたは社会的領域において、これまでの自治体や国の任務、例として、劇場、水泳場または幼稚園の運営といったようなものをますます引き受けるようになって来ています。しかしまた、家事援助・介護といった福祉(Versorgung)、廃棄物処理(Entsorgung)の分野においても自助の幾分か(etlich)新しいイニシアチブが書き止められるのであり、例えば、給排水において、また、電力供給分野における市場の自由化後のもっとも新しい例として、「Greenpeace energy eG.(eG.登記済協同組合、を示す略称)」の名称を持つ工

コ電力の電力供給の分野において、そうです。同時に、生存基盤(Existenzgründung)の分野において協同組合間協同の関心の高まりが見られます。すべてではないにしろ、やはり、こういったいくつかのイニシアチブは、登記済協同組合の法的形態においても活発になっています。私の眼からは、むろん、さしあたりは、第二拒的ではあるのですが。

何が確認されるのかと言えば、協同組合理念の魅力の高まり、経済や社会の様々な分野でのコーペラティブの、あるいは、協同組合的な構造の増大しつつある構築であります。これらが、目下の所は、「市民的関与」(Bürgerengagement)、「第三セクター」(Dritter Sektor)、「次世代-協同組合」(Next Generation-Genossenschaften)といった表題の下で論じられていますが、さしあたりは、何の役割も果たしてはしません。確認できることは、自助、自己責任および自己管理といった協同組合の指導的理念がますます意義を獲得し、新しいイニシアチブにおいても構造的に表現されている、ということです。

アイズン発言について、ここで注意しておくべきは、「私の眼からは、むろん、さしあたりは、第二義的」だが、「登記済協同組合の法的形態においても活発になっています」という件であろう。つまり、法的タイプとして「産業・経済協同組合法」に従って協同組合登記をしている協同組合においても、すでに、伝統的な「促進目的」(Förderzweck)の範囲に収まらない「社会的な(sozial)」活動を主たる事業目的とする協同組合が登場して来ている、という事実についてである。

同時に見落としてはならないことは、「第二義的」ということの含意である。それは、2つの側面で考えることができる。「ゾチアルな」事業活動というものが、第1に、ドイツにおける現象として社会的広がりを持ってはいない、という事実の単なる反映として。第2には、ドイツの協同組

合・法の論議から正統的な協同組合としての地位を与えられもしない、という論理的帰結として。この意味については、先きで語ることにする。

ところで、ドイツの専門家たちが、社会的経済は、「1989年の社会的経済に関するパリ協議で、とりわけラテン語系諸国家がこういった分類(社会的経済なるものに該当する法的形式として「協同組合」、「共済組合」、ロマンス語系の言葉で表現すれば「アソシエーション」を分類したこと訳者補記)を何が何でも受け入れて良いとしていることが明白になった」と言う場合に、それは、社会的経済の広がりやラテン系諸国においてのことである、ということの意味している。また、「社会的経済 Economie Sociale(ないしは、連帯経済 Economie Solidaire)という観念は、若干の加盟国において協同組合的自己了解を如実に示すものであるが、他の国々では拒絶されている。社会的経済の運動は、フランス、ベルギー、イタリア、ポルトガル、スペインにおいて現存している」が「イタリアにおいて、そしてスペインにおいては、ほんの一部の協同組合だけが社会的目的を指向しているにすぎない」として、当該諸国での普及ですら限定的である、との観測を披露している。

この観測が当を得ているのかは、それぞれの専門家に委ねる。むろん、フランスサイドでは、1992年の「現代化」法第1条第3項に補充された「3.(1992年7月13日の法律第92-643号第1条)「かつ、より一般的に、組合員の諸要求の満足及び経済的及び社会的活動の促進並びに組合員養成に貢献する」という筋での協同組合基準は、欧州の大概の国で既に一般化しているとの指摘が為されている

(Bernard Piot, p.38f, Une reforme en profondeur de la loi du 10 septembre 1947; Revue des études coopératives mutualistes et associations(RECMA), no 44-45.)。

ドイツにおいて「第二義的」とされる社会的経

済が、狭義の「ラテン語系諸国家」においては、どのような扱いを受けているのか、まず見ておきたい。そこにこそ、傍流ではない社会的経済の構造の一端が示されるはずであるから。

なお、以下は、サイトから得られた情報を必要箇所に限って翻訳したものである。

) ラテン語系諸国家における第3 システム
(<http://www.ecosoc.be>)

フランス(報告作成者 la Boutique de gestion de Lorient, Bretagne)

定義

それは、**まさしく本来経済的である**活動の総体を意味する。

当該の諸活動は、物質的財貨及び非物質的なサービスの生産又は配分という経済的交換に関わるものである。

その目的によって社会的である活動の総体を意味する。

それは、投機の目的においてではなく、人々の諸要求に最良の諸条件で応えるために開発されるものである。

この活動を管理することを可能にする上で種々の法的形態が確立されている。

1. 社団(Les associations)

これは、人々(最低2人)の間での協定であり、したがって、それに同意する人々の意思に常に基づく契約、協約である。その設立者は、例えば、自然人または、公共施設、管轄共同体(地方自治体)、商事会社といった法人たりうる。当該の人々は、「その知識又は活動を共有し、したがって、金銭ではなく、活動から生じうる利益を共有することは除外して如何なる目的も目的となし得る。設立メンバーは、組織のシステムを選択する。指導者達の指名、権限の配分、その活動規則などなど。これら要素は、県庁への届出の対象を

為す。それは、いかなる検査もなしに登録される。というのは、結社の自由は、行政機関により妨げられ得ないからである。

2. 共済組合(Les mutuelles)

これは、人々の団体である(資本会社の観念とは対立して)。いかなる人も自由加入により組合員となることができ、分担金の払い込みとともに財政的給付を行う。サービスの利用者は、代理人、理事(Administrateurs)または代表(Délégués)という間接的な方法で共済組合の管理及び経営指導に参加する。

3. 協同組合(Les coopératives)

生産者または消費者として、利益(または実現される節約)を公正に配分する目的で、集团的に自己を組織することを望む自然人または法人(企業または団体……のような抽象的な法律上の人格)からなる組合。協同組合は競争に曝され、それらの内の大部分は商法上の地位に属する組合である(ある種のもの、例えば、消費者の協同組合は民法に属する地位を有するもの)。

これらの3つの法的形態は、共通の性格を有している。意思決定の権力は、その構造に関しては、金銭的資本の所持とは結びつかない。このことは、資本家の経営とは異なり(発生しうる)利潤の再投資の仕組によって表現される。それは、関係者の要求優先的満足に向かって、かつ、集团的監督のシステムにより方向づけられるものである。

フランスにおける社会的経済 概史

社会的経済の発展は、Jean-Jacques Rousseauのような18世紀末の哲学者たちにより育まれたユマニストの省察トレンドより生じている。

19世紀には、ある経済学者たちの学説書に依

拠するものとなり、とくに、マルクス主義的な国家社会主義とは相違する路線を敷設する社会主義者たち、つまり、Fourier, Proudhonにより開始された自主管理的性格を有する経済的組織形態という具体的経験に依拠するものとなった。それは、やがて、19世紀末、20世紀初頭に、A. de MUNともども、産業新世紀の「進歩」によって生み出された貧困という結末への反動として社会問題に関心を寄せるカトリック教の好意的な潮流によりとって替わられることになる。

19世紀の多種多様なイニシアチブに共通する最終目標は、工業化された地域で増大する、貧しい購買力しか持たず、社会的保護を受けられない住民の諸要求に応えるということであった。商業資本は利潤に基づき、彼らの手が届かなかったので、財貨及びサービスの生産と分配の方法を発見することにあつた。着想は、当事者たちの間で、最少の原価で、かつ、最大の連帯を伴って、生産または購買、サービスのシステムを共に組織するために結合する、という所にあつた。

徐々に、この団体の構造を編成する法律の文言が現れた。それは、引証するにはあまりに数が多いし、法規は、フランスでは、明らかに増殖する傾向を有している。共済組合一つをとっても、刑法典あるいは労働法法典のように、1の法典にまとめられるに値する。最近をとってみても、1980年代に登場した経済を媒介とする統合企業に関する法律、大統領命令、省令は、統合企業の全国委員会の出版物に載録されているが、400ページに昇る。

この運動を要約するためには、したがって、主要部分に止めることになる。20世紀(19世紀とあるが、誤植と思われる)においては、小規模な自主管理的構造から出発して、無数の失敗と有為転変にもかかわらず、巨大な発展を獲得した社会的経済の2つの重要な分野の発展を区分することができる。

A. 共済組合 「相互援助組合」から誕生した。すなわち、家族を襲う、人生の重大な災難に直面する際に助け合いをする組織を言う。

基本的には、健康に関連する災難(疾病、傷害、死亡など……)

だがまた、少しづつではあるが、保険会社がカヴァーする様々な災害(火災、事故、窃盗、自動車……)

健康の分野では、1945年に社会保障の一般的仕組が創設されているが、それは、共済組合が、新しい状況に順応した後で発展し続けることを妨げるものではなかった。……

B. 協同組合

利益(または実現される節約)を公正に配分することで、生産者または消費者として自己を集団的に組織する人々の意思から生まれた。

- ・生産労働者協同組合(S.C.O.P.)。
- ・農業協同組合
- ・手工業者、漁民、運送業者の協同組合
- ・住宅建設協同組合
- ・貯蓄・信用協同組合
- ・流通の協同組合(消費協同組合、小売商人の協同組合)

C. association

これは、社会的経済にすれば、その樹木の第3の大きな枝にあたる。1901年7月1日の法律の投票を出発点として発展した。同法は、社団に、当該組織に大きな自由を委ねる非常に簡潔な地位を与えた。その文言は、国事院の布告により公益性の承認された社団に限って一定の義務を述べるものである。

1901年法の精神において、社団は、経済分野に介入する役割を有するものではない。当該の法は、どちらかといえば、合同し、自分の考えを述べ、「営利以外のどんな目的においても」自分で選んだどんな活動でも行う自由を保障するものと理解される。

ところで、すべての法的能力を有する自然人

に創設を許すその道具の申告の容易さ及び、機能の柔軟性は、並外れた実用的可能性を広げている。

それ故に、数10年間の間に、社団は増加し、人間の活動の可能なほぼ全ての分野で生まれて来ている。

量的な発展は、最近では、社団に、その構造の総体が、予算の大きさ、創造される雇用数により体现される経済的重みを自覚せしめてきている。

フランス国内総生産(P. I. B. Produit Interieur Brut)支出の3.3%

雇用総数の4.2%

出典 パリ大学社会的経済研究所 (ARCHAMBAULT の研究)1995

団体の財政

当該組織の資金の42.2%は補助金であり17.5%は社会的諸機関(社会保障その他の社会的基金)で、これらは全体の59.5%に達する。補助金の内訳は、27.2%が国家からの助成金。15%が地方自治体(les collectiivites locales)の分担金で、地方自治体の内で最大の関与者は市町村である。

当該団体のこういった財務構造は、したがって、「公的権力による検査は事後的にしか行い得ず、また、「当該の点検は、公的資金がその支給目的に合致して使用されたか否かを確認することに限定される」ものであるが、「1935年10月30日の布告第1条の文言に従えば、『補助金を受け取ったすべてのアソシアシオン、慈善団体又は企業は、当該の補助金を交付した自治体の代理人の監督に服することとする。』すなわち、国民議会、地方自治体の審議委員会又は公共施設の管理委員会の監督に服する」ものとされる(Helene Clement, Laurent Gardin, p.31; Une nouvelle legislation pour les entreprises sociales en Europa, janvier 1999.)。補助金は、公共団体の予算案にその金額が通例は盛り込まれる。

イタリア(報告作成者 L' Associazione Lavoro e Integrazione Milan)

定義

社会的経済セクターは、むしろ「第3セクター」という定義の下で知られており、欧州におけると同様にイタリアにおいても最近において圧倒的な発展を見ている。社会的経済なる術語は、イタリアでは、むしろ、「第3セクター」として知られている。

この術語は、様々な組織を一纏めにするものである。より大きな意義では、C M A F (cooperatives, mutuelles, associations, fondations: 財団)と言われる諸組織を含むものである。具体的には、今日では、いわゆるその組織とは、特に、associationと社会的協同組合となる。

法制度上では、このセクターの明確かつ公式の定義は与えられていない。ある新しい法律で、今では(1998年から)、第3セクターのすべての組織をひと纏めにすることになったONLUS (Organizzazioni Non Lucrative de Utilita Sociale: 社会的有用性のための非営利諸組織)という定義が導入されている。イタリアでは、ベルギーの(SFS : Societes à finalite sociale: 社会目的組合)または英国の保証有限会社のような営利を目的とする第3セクター組織の形態が存在しない。

法制度

社会的経済の分野におけるイタリアの法制度は、体系性を欠く特殊の媒介により構成されている。当該セクターに関する一般的な法制度は存在せず、各々の組織タイプは特有の規範及び法律を有している。その主要なものは2つで、特に租税特別措置に基づいてターゲットが絞られている。

1991年の法律第266号「ボランティア組織に関する法律」

1991年の法律第381号「社会的協同組合に関する

る法律」

ボランティア組織に関する法律は、構成員が全員ボランティアである組織にのみ関係する。この組織は、税制上の優遇措置の適用を受け、かつ、特に、州より分担金(contribution)を受けることができる。

社会的協同組合に関する法律はもっと重要である。当該の法律は、「社会的協同組合」の制度を設け、かつ、それを、社会的保健セクターにおいて活動し、または、社会的に不利益を受けている少なくとも30名以上を有することを条件としていかなる分野においても活動する協同組合として定義している。

これらの協同組合は、大きな税制上の優遇措置を求める権利を有する。

社会的に不利益を受けている労働者の組合費(cotisation sociale)は一律にゼロである。

特に、地方(州 のこと)政府は、入札に関する諸規範の外に、社会的協同組合と協定を作成し、サービスを取得することができる。

これらの手段が社会的協同組合の大いなる発展を可能にしている。

新しい法律が1997年に採択され、1998年に施行されている。それは税法のことであるが、「社会的有用性のための」組織のすべてに関わるので、まことに重要である。この度は特別法ではなくて、一般法なので。大改革であるということに止まらず、当該の定義に含まれる組織が夥しい、という理由によってである。より重要なことは、関係諸組織のための、そして、特に、寄付控除のための税制上の特典論議である。

(表の一部のみ翻訳)

社会的経済 (ボランティア、社会的協同組合、ONLUS) に対する公的支援策

社会的協同組合について

公的資金供与

- ・公共権力からの直接の財政支援税制優遇
- ・不動産に関するいくつかの税制上の優遇措置 (ONLUS:組織の活動に関連する取引活動に関する特別優遇措置)

労働費用に関する控除

- ・社会的に不利益を受けている労働者について 無料の組合費
- ・公共機関から「労働奨学金」をも受け取ることができる。したがって、賃金の一部相当を受け取ることができる。

信用手段: 州の回転資金

特別支援手段

庇護された公共市場

地方自治体が社会的協同組合の生産物、サービスの購入に、公共発注額の最低5%を宛てるほか、地方自治体と社会的協同組合との間での直接取り決め、主要な不動産の購入及び賃貸借のための州の分担金といったものによる。

社会的協同組合セクターは、公共権力により多大な資金を供与されるが、それは、2つの形態による。

社会的に重要と看做される活動のための資金供与 生産物およびサービスの購入

一般に非営利セクターに関して、以下の数値がある。

・公共セクターとの契約及び協定	35%
・公的資金供与	10%
・公共からのその他	5.7%
小計	55.7%
・民間からの寄付	5%
・民間からの支払い	32.7%
・民間からのその他	10.8%
総計	99.2%

ベルギー(報告作成者 サイト管理団体http://www.ecosoc.be)

定義

I. FRTBブリュッセルによる定義

社会的経済は、ベルギーでは、様々なアプローチを包括する多数の定義に関係付けられている。

FGTB(ベルギー労働者総連合 La Federation Générale des Travailleurs de Belgique)は、社会主義の労働組合。

「社会的経済は、経済生活(競争関係)において、動機が計画の集团的コントロールの意思に基づき、かつ、利潤(及び、その個人的専有)が第1の要求とはならない個人、集団または団体によって展開される活動として定義される。」

従って、社会的経済は経済活動の一環を為さざるを得ず、雇用、生活の質、生産物の集团的な有用性に照準を合わせざるを得ない。社会的経済は、その名に値する職場を創造しなければならず、失業の克服を使命とするものではない。社会的経済は、経済的危機の結果よりかはむしろ、その原因に立ち向かうものである。社会的経済は、予め定められた活動分野に封じ込められ得るものではない。

社会的経済は、EcoSocにとっては、収益性のある企業ともども、経済的論理の一環をなさざるを得ないが、この論理は、人的資源及び利潤の社会的管理から切り離され得ないものである。

II. その他の定義

CESRB(首都ブリュッセル地区経済・社会評議会)による社会的経済への帰属基準 1996/4/18.

(CRSRBは、社会的パートナー、労働組合、企業経営者を一括し、政府に対して、社会的経済に関する政令草案について見解を提出している)。

・経済への帰属の基準

社会的経済のプロジェクトの活動は、財貨及

びサービスを競争市場の下に置くものである。

・市場経済の諸分野への関係による区別の基準

これらの活動の実行は、何が市場に対する外国人の関心目標の追跡より生じるかを同定するための追加費用を生まざるにはおかない。

こういった追加費用は、我々には、長期にわたって不可避の宿命とは思われない。

・公的セクターへの関連による区別の基準

社会的経済のプロジェクトは、財貨及びサービスを、一般的とは看做されない市場価格で提供することにある。公的サービスは、社会的経済の分野に属するものではない。

・利益の割り当ての基準

利潤は、生産の諸要素のノーマルな報酬を考慮に入れて、特に、社会的経済の活動が行われるセクターにおいて適用される法規を尊重して、社会的究極目標の出資に割り当てられる。(制限利息、最低賃金保障)

・經理の透明性及び経営の自治性の基準

資本の所有者はすべて、永続的かつ公に同定されなければならない。企業は、絶対的主権をもって経営を引き受ける。

・民主的決定の基準

社会的経済のプロジェクトは、プロジェクトの社会的究極目標を保証するように実効的な参加的コントロール及び経営組織という間接的な方法で民主的作動の意思を示す。

・法的基準

強制的な法的規則ではなく、社会的目的を有する会社の定款が望ましい。

法的枠組(特別法、規則)

I. 商事会社(Sociétés Commerciales)

a. 社会的目的を有する会社(Sociétés à finalité sociale:SFS)

b. 古典的商事会社

協同組合

協同組合全国評議会により承認される協同組合

